

定 款

株式会社 日本触媒

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

株式会社日本触媒

定 款

(改正 2024年4月1日)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社日本触媒と称し、英文では、NIPPON SHOKUBAI CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品の製造、加工および販売
 - (1) 有機化学製品、無機化学製品およびその他の化学工業製品
 - (2) 合成樹脂その他の高分子化合物
 - (3) 触媒
 - (4) 電子機器、電子部品、電池およびそれらの原材料
 - (5) 医薬品、医薬部外品、医薬品添加物、医療機器、農薬、肥料、化粧品およびそれらの原料
 - (6) 食品、食品添加物、飼料添加物、微生物および酵素
2. 前号に関連する部材、機械器具、装置およびシステムの開発、設計、製作、据付、販売、保守管理ならびに技術指導
3. 建設工事の設計、施工ならびに請負
4. 不動産業
5. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
6. 倉庫業、運送業および運送取扱業
7. 廃棄物処理業
8. 前各号に関連附帯する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は5億8百80万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

- ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式の取扱)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。株主総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれをなす。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれをなす。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は社長がこれに当たり、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第18条 株主またはその法定代理人は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人はあらかじめ代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、監査役および取締役会、監査役会

(員 数)

第19条 当会社に取り締役10名以内、監査役3名以上を置く。

(選 任)

第20条 取締役ならびに監査役は株主総会において選任する。

② 取締役ならびに監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査役の任期は選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠のため選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間と同一とする。

(取締役会)

第22条 取締役会は取締役で組織し、当会社の業務執行を決する。

- ② 取締役会の招集通知は会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(代表取締役等)

第23条 当会社を代表すべき取締役(代表取締役)は、取締役会の決議をもって選定する。

代表取締役は取締役会の決議に基づき諸般の業務を執行する。

- ② 取締役会は、その決議をもって、取締役または執行役員の中から、社長1名を選定する。
- ③ 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から会長1名を選定することができる。

(相談役の選定)

第24条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか取締役会で定める取締役会規程による。

(監査役会)

第27条 監査役会は監査役全員をもって組織する。

- ② 監査役会の招集通知は会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(監査役会規程)

第28条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか監査役会で定める監査役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役ならびに監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

(社外取締役および社外監査役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当ならびに中間配当)

第32条 当会社は、定時株主総会の決議をもって毎年3月31日を基準日として株主名簿に記載または記録の株主に剰余金の配当を行なう。

- ② 当会社は取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日として株主名簿に記載または記録の株主に中間配当として剰余金の配当を行なうことができる。
- ③ 中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に取締役会で決議する。
- ④ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当会社はその支払の義務を免れる。